平成２７年度　　事務事業評価シート

章	2	自然とともに暮らすまち
節	3	安全に安心して暮らせるまちづくり
施策	Ⅵ	心配ごと・困りごとの解消
目標		専門家による相談の機会を増やし、より多くの困りごとの解消に努める。

	指標名	単位	基準値 H16	中間値 H21	実績値 H22	実績値 H23	実績値 H24	実績値 H25	実績値 H26	実績値 H27	目標値 H27
指標①	相談可能人数	人	144	71	144	144	144	144	72		144

施策コード	施策の基本的な方向	主要な施策	具体的な内容
1-①	1　市民相談の充実	①　市民相談体制の充実	・市民相談があった際には、組織横断的に適切な対応に努めます。 ・生活上の心配ごとや困りごと、苦情など簡易な相談の実施や弁護士・司法書士等の各種専門家による無料法律相談の実施に努めます。 ・無料法律相談の機会を増やし、市民相談の充実を図ります。

NO	施策	事業名【事務事業コード】	部名及びグループ名		開始年度	終了年度	事業区分	会計種別
1	1-①	無料法律相談委託業務 23611001	市民生活部	市民サービスG	H元	―	ソフト	一般会計

Plan ・ Do

事業概要：事業の目的	年度	対象者等（※ハード事業の場合は、施設名を記載）	事業の内容	根拠法令、条例、要綱等
市民生活における法律上の諸問題を解決し、安全に安心して暮らせるまちづくりを推進することを目的とする。	H25	札幌弁護士会室蘭支部	交通事故や金銭貸借、損害賠償などに関する法律問題を解決するため、札幌弁護士会室蘭支部に相談業務を委託し、鉄南ふれあいセンターと弁護士事務所において月定員12名の無料法律相談を実施した。 【事業実績】 ・鉄南ふれあいセンターでの相談：月１回・定員６名 ・弁護士事務所での相談：月１回・定員６名	
	H26	上記のとおり	交通事故や金銭貸借、損害賠償などに関する法律問題を解決するため、札幌弁護士会室蘭支部に相談業務を委託し、鉄南ふれあいセンターにおいて月定員６名の無料法律相談を実施する。 なお、弁護士事務所での相談については、平成25年10月１日から室蘭市中島町にある「むろらん法律相談センター」での相談が全ての無料となり、相談日についても週３日あることから、当市で実施している弁護士事務所実施分より迅速に対応できる体制となったため廃止した。	
	H27	上記のとおり実施中	上記のとおり実施中	

事業の成果、目標

指標名	単位	H25 実績	H26 実績	H27 目標	H28 目標	H29 目標	H30 目標
無料法律相談件数	件	52	42	72	72	72	72
―	―	―	―	―	―	―	―

各年度の決算額、当該年度の予算額、今後の予算案 【 単位 ： 千円 】

名称	H25 決算	H26 決算	H27 予算	H28 予算案	H29 予算案	H30 予算案
国庫支出金						
道支出金						
地方債						
その他						
一般財源	378	195	195	195	195	195
合　計	378	195	195	195	195	195

Check

第2期基本計画第3次実施計画期間中(H24～H27)における事業内容の変更・改善等の状況		評価	評価の判断理由、特記事項など（妥当性、有効性、効率性、成果）
H25以前	弁護士事務所での相談では、これまでも相談者が室蘭市まで行かなければならないケースが多く、平成25年10月１日から室蘭市中島町で週３回の無料相談ができるようになったことから、同水準のサービス提供が図られることとなったため、平成26年度から弁護士事務所での相談業務委託を廃止する。	維持	・近年、日常生活のトラブルが法律問題に発展する傾向にあり、市民の弁護士への法律相談のニーズは高く、気軽に弁護士に法律相談できる場所を確保することが必要であることから、継続した委託が必要である。 ・「むろらん法律相談センター」で週３回の無料相談が行われることになったため、これまでの水準を確保しながらも、低予算での事業実施が可能となった。
H26	事業実施中に不断の事務改善を検討・実施しておりますが、事業内容に変更はありません。		
H27	上記のとおり		

Action

今後の事業の方向性【H28以降】
市民生活における法律上の諸問題を解決するため、今後も引き続き、鉄南ふれあいセンターでの無料法律相談を実施する。 また、実施にあたっては、市民の利用を促進するため、広報紙や市民サービスグループだより等を通じた周知に努めていく。